

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し

授業料免除等を希望する学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的理由により授業料の納付が困難になった方のために、授業料免除等申請を受け付けます。

今回は前期分のみのお受け付けとなります。後期分を併せて一括申請することはできません。

【対象要件】下記1、2を共に満たしている世帯を対象とする。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により下記のどちらかに該当する世帯

- ・国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給世帯
- ・事由発生後の世帯全体の所得が昨年度の所得と比較し1/2以下となっている。

2. 本学授業料免除申請において定められた家計基準において、家計評価額がゼロ円以下となる世帯

※(参考ファイル): <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400131177.pdf>

【必要書類】

① 申請様式(1. 家計急変用申請書/2. 年収見込証明書(給与所得者)または減収申立書(給与所得者以外))

ダウンロードはこちら →

https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/VPX0wA3J5UBA9NEBM1VxMG27tI_waCv0Wm8LqjGbUeEK

※世帯全体の所得が昨年度の所得と比較し1/2以下となっていない場合は、新型コロナウイルス感染症支援対象者への公的支援の受給証明書が必要になります。

② 授業料免除申請のしおりでその他必要書類を確認してください。

(通常の申請書、年収見込証明書、本人のアルバイトに関する申立書は使用できません。)

ダウンロードはこちら → https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html

③ 申請受理票【本人控】返送用の封筒

※「長形3号の封筒」に84円切手を貼り、名前と住所を記入してください(返送先の住所は日本国内のみ)。

【申請締切日】 **5月29日(金)当日消印有効**

【提出方法】

下記住所に**簡易書留郵便**で郵送してください。他の送付方法での申請はいかなる理由であっても受け付けません。

| 教養学部 総合文化研究科 数理科学研究科の学生 | 左記以外の学生 |
|---|--|
| 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学教養学部等学生支援課奨学資金チーム (封筒の表に「学費免除申請書類在中」と明記してください) 電話: 03-5454-6075、6076 s-shikin@adm.c.u-tokyo.ac.jp | 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学本部奨学厚生課奨学チーム(学費免除担当) (封筒の表に「学費免除申請書類在中」と明記してください) 電話: 03-5841-2547、2548 syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp |

※注意事項

- ・申請書には必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。不備等があり連絡が取れない場合、選考の対象外となる場合があります。
- ・申請者が海外にいる場合は、国内の代理人が郵送手続きをしてください。なお、その場合は委任状を同封してください。